

総務常任委員会 条例制定 安全のまちづくり

多様化している生活環境を、より安心・安全な町に

「富士見町安全のまちづくり条例」制定について審査しました。

この条例は、富士見町における生活安全の確保に関する基本理念と、施策の基本を定めることにより、町民の安全で快適な生活の実現に寄与することを目的とするものです。

この条例審査にあたってはさまざまな角度から次の意見が出されました。

①安全安心な町づくりは、多様化している生活環境の中で、住民の最も望むところである。②町内外ともに犯罪・事故・災害が多発しており、行政が積極的に関与することにより、住民に安心安全を提供することも必要ではないか。③関係諸団体が安全について理念や実践行動などを共有することとは大切であり、住民への意識高揚と安全・防犯に対する抑止力が望めるのではないか。④関係機関の一員

として警察も参加するのであって公権力がこの条例制定によって介入する事は考えられない。警察は現行法によつてのみ、違法行為があれば取締まりができるのであって、心配ないのではないか。⑤おれおれ詐欺や学校地域での安全が確保されず、不安な生活を強いられている昨今、住民の不安解消にもつながるのではないか。⑥条文中の一部に具体的事項を明記すべき箇所があるのではないか。

委員会で審査しました

町では昭和50年に「安全の町宣言」をしました。今後、各種団体が連合会的組織を立ち上げ、互いの問題点を共有しながら活動を推進していくというものです。

慎重に審査の結果、全員一致原案どおり可決すべきものとなりました。

社会文教常任委員会 条例制定 男女共同参画社会づくり

まだ多くの課題 男女が共に自立した社会づくりを

「男女共同参画社会づくり条例」制定について審査しました。

この条例は、「固定的役割分担意識の解消等や、家庭・地域・職場などにおいて、各関係者の責務を明らかにしながら、男女が共に自立した社会づくりを目指そう」と計画を推進するものです。

条例制定までの過程には、国における「男女共同参画基本法」の成立、当町における「女性プラン すすらん」「すすらん2 パートナートップ」が策定されてきた経過があります。

委員会では条文等について多くの意見が出されました。

反対意見としては、「すでに男女の格差は解消されつつあり、いままら条例は必要ない」、「条例の前に受け入れの仕組みや方向性など、住民の中で議論が必要である」、「理

念だけではなく具体的な施策を盛り込むべきだ」、「条例の中に行為の禁止事項が盛り込まれているのはいかがなものか」。

また賛成意見としては、「家庭・地域での問題は解決する方向に向いている」、「女性の権利を主張し、男性が規制されるような内容ではない」、「教育の中に取り入れていく必要がある」、「女性の社会的進出・貢献を妨げる障害を取り除くべき」などの意見が出されました。

活発な議論と審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとなりました。